

## 三鷹市市民体育施設利用者懇談会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 三鷹市市民体育施設（以下「体育施設」という。）の良好な運営を図るため、市長が市民の意見を聴く場として、三鷹市市民体育施設条例（昭和48年三鷹市条例第24号）第6条の規定に基づき、三鷹市市民体育施設利用者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討及び協議し、書面により市長に意見及び提案を行う。

- (1) 体育施設の運営に関すること。
- (2) 体育施設で実施するスポーツの推進に係る事業に関すること。
- (3) 体育施設の利用全般に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が体育施設の運営について必要と認める事項に関すること。

### (構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる委員11人以内をもって構成する。

- |                                 |      |
|---------------------------------|------|
| (1) 学識経験者                       | 1人   |
| (2) 三鷹市体育協会の推薦する者               | 2人以内 |
| (3) 体育施設の利用団体の推薦する者             | 2人以内 |
| (4) 体育施設で実施するスポーツの推進に係る事業に参加する者 | 2人以内 |
| (5) 公募による市民                     | 2人以内 |
| (6) 体育施設の指定管理者の指名する者            | 2人以内 |

### (任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日が属する年度の翌年度の末日までとする。

2 前項の委員は、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任

者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置き、学識経験者をもって充てる。

2 座長は、懇談会を代表する。

(招集)

第6条 懇談会は、座長が招集する。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、三鷹市スポーツと文化部スポーツ推進課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月24日から施行する。